



みのる法律事務所便り
令和5年7月第399号



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 (143)



法律や 裁判よりも 心です

歩み寄り合い 円満相続



令和5(2023)年7月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

相続問題を、法律や裁判で決着をつけては、親子関係や兄弟関係が断絶してしまうことがあります。この世で最も身近で、最も大事な親子関係、兄弟関係を断絶させることは、『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』を提唱する身であれば、できません。

相続問題は、法律や裁判で決めるべきでなく、相続に関係する関係者の心の歩み寄りによって解決すべきです。

円満相続をさせてやりたいと願う弁護士としては、相続に関係する皆の心を歩み寄らせるため、法律や裁判などと言う法廷闘争の方法を教えることよりも、相続関係者の心が歩み寄るような生き方、つまり、実践哲学を説かなければならないと確信するようになっていきます。

今、『円満相続』という本と並行して『実際に役立つ哲学』という本を書いています。この2冊の本を並行して読んでもらえれば、円満相続は、実現すると確信しています。

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句 (144)



いいことを 教えてくれる ことわざを
か し な お
噛み締め直し 円満相続

令和5(2023)年7月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

人間はどう生きるべきか、という哲学を考える上で参考としたいものの一つに、ことわざがあります。広辞苑は、「ことわざ」とは、「古くから人々に言いならわされたことば。教訓・諷刺などの意を寓した短句や秀句」と解説し、角川必携国語辞典は、「広く言いつたえられてきた短いことばで、生活の知恵や教訓をあらわしたもの」と解説しています。

教訓とは、教えさすことですから、円満相続を相続に関係する人に教えさす方法の一つとして、ことわざを活用することは有用です。ことわざは、円満相続のために役立ちます。

そこで、令和5年(2023)年7月号の事務所便り『^{まとはずれ}的外』第399号では、『年寄りのための童話－長生きを楽しむコツその十六』の『第26、27、28話』である『心に残って、忘れられないことば－生き方を決めてくれたことばその4、その5、その6』として、『生き方を決めてくれたことわざの巻その1、その2、その3』という駄弁本を同封します。

円満相続をするために心を決めるための参考として、お読み戴きたく謹呈させ^{きんてい}て戴きます。

後日発刊される『実際に役立つ哲学』と『円満相続』と並行してお読み戴ければ、円満相続を、まわりの皆様に教え説けるようになるものと確信しています。

相続問題は、法律や裁判で決めるべきではないのです。相続問題は、相続に関係する人の心の歩み寄りによって、解決すべきです。法律や裁判よりことわざの方が役に立つこともありそうです。そのことを身のまわりの皆様に広めて下さい。

－円満相続－

③相続問題は、法律や裁判で決めるべきではないのです。

53年間地方弁護士として相続問題に関与し、相続に関する本を10冊発行した今、相続問題に対するスタンス(問題に対する取るべき姿勢や考え方)は「相続問題は、法律や裁判に任せないで、財産を残す人の心を大事にし、財産を受け取る人の結束を強くするためにはどうすべきかを考え、関係者の心の歩み寄りによって決めなければならない」と確信しています。

相続問題は、法律とか裁判などという国家の権力によって決めてもらうのではなく、財産を残す人の心を大事にし、遺産を受け取る人同士の心の歩み寄りで決めるべき問題なのです。

相続問題に国家権力は口を出してはならないのです。個人の生命と人権には国家権力の介入を許してはならないのです。国家権力は、国民の人命と人権を守る仕事をしなければならないのですが、個人の問題には介入してはならないのです。国家権力は、国民の命と人権を守らなければならない責任があります。間違っても国民の命と人権を侵害してはならないのです。それは責任を果たせないだけでなく、憲法に反する行為となります。

相続問題は、個人の問題であり、国家権力によって左右されてはならないのです。相続問題に法律や裁判所という国家が関与することは、原則として許してはならないのです。

憲法第29条は「財産権は、これを^{おか}侵してはならない」と規定しています。これは国民の基本的な人権の一つである財産権を国家権力が侵害してはならないと定めたものであり、国民個人の財産権に国家権力は介入してはならないと定めたのです。これも個人の尊厳を守るといふことの一つです。

ですから、個人の財産である個人の遺産は、遺産を残した人が自由にできなければならないのです。国が法律で、遺産の問題については介入することは原則として、してはならないのです。遺産を残す人の

意志に反してはならないのです。これは日本国憲法の大原則です。この原則は厳守しなければならないのです。

国家権力が、国民の人命と人権を侵害する最大の暴挙は、戦争を行い、国民を戦場に送ることです。戦争を行うことは、国家権力が国民の人命と人権を侵害する最も乱暴な行いであり、人命と人権を究極の価値としている憲法の理念に最も反することなのです。

国家権力が国民の人命と人権を侵すことを少しでも許してしまうと、最後は国家権力に戦争をすることを許すところまでいってしまいかねません。国民は、国民の人権に国家権力を介入させてはならないのです。国民の財産権という人権にも国家権力の介入を許してはならないのです。これを許してしまうと国家権力は暴走し、戦争にまで及ぶことがあることは歴史が教えています。国家権力が国民の人権に介入することは許してはなりません。小さな違反でも見逃してはならないのです。



然るに、現在の民法の相続に関する規定の中には、遺留分という規定があり、遺産を残した人が自分の残した遺産の全てを誰かにやろうとしても、部分的ですが、できないような法律となっています。

この規定は憲法29条の個人の財産権の保障に反しているのではないかと思うことがあります。これまでも相続に関する駄弁本で、遺留分に関する民法の規定は憲法違反であり、廃止すべきであると述べてきましたが、改正されそうもなく残念です。遺産は、遺産を残してくれた人の心に従って処分されるのが、憲法29条の個人の財産権の保障に適合するものと確信しています。

国民の中には相続問題は法律と裁判によって決めなければならないとか、決めるのが正しいと思い込んでいる人が少なからずいるということを放置することはできません。このような考えは明らかな間違いです。相続に関する法律の理解として、根本的な大間違いであることを知って欲しいのです。

相続問題は、法律や裁判によらなければならないものではありません

ん。相続問題は個人の財産権の問題です。個人の財産問題に国が干渉してはならないのです。遺産を残す人の心によって、決められるべきものです。



個人の財産権の問題である相続問題に国家権力が干渉することは、憲法29条の個人の財産権に国家権力が立ち入ることになり、国が個人の基本的^{わきま}人権を侵害することになることは前述の通りです。

このことは法律も弁^{わきま}えていて、民法の相続の規定は、関係者間で決められず争いとなった時には、裁判所が決めてやらなくてはならないのですが、裁判所は民法の相続の規定によって、裁判にしなければならないということになります。相続に関する民法の規定は、裁判官に対するマニュアルに過ぎないのです。民法の相続に関する規定はそのような認識で成り立っているのです。そのことを認識していない国民が少なからずいます。つまり相続問題は、法律や裁判で決めなければならないと誤った認識の人がいるのです。その誤った認識を正したいのです。

相続に関する問題には、法律や国家や裁判所は関与しないのが大原則なのです。相続問題は個人の問題であり、国家が関与すべきではないのです。法律や裁判は関与しないのが大原則であることを相続問題の当事者となる国民に知ってもらいたいのです。

未だに世の中には、相続問題は法律や判例に従って決めなければならない、法律や裁判には関係なく、関係者の考えというか、心で決められるということを知らない国民が多くいます。「私は、法律に従うだけです。それ以上の欲はありません」などと言って、他の相続関係者の考え方に耳を貸そうとしない人もいますが、それは大きな間違いです。他の関係者の考え方にも耳を貸さなければならないのです。相続に關係する人の夫々の考えを聞かなければならないのです。

これは相続に関する法律の規定を国民に知らせる時に、法律の規定はこうなっているということは強く知らせるが、この規定に従う必要はないという点はあまり説明していないからです。法律の規定は、相

続関係者間で決められない時に裁判官が判決を出す時のマニュアルにすぎず、本来は相続に関係する人の気持で決めればよいということの説明が不足しているからなのです。そのために、国民は法律だから、それに従わなければならないなどと誤解してしまうのです。

国の国民に対する説明不足なのです。説明が下手くそなのです。法令の説明だけに終わり、その前にある大原則の説明を落としているのです。相続に関する法律の規定は、当事者間で決められない時の裁判官に対するマニュアルに過ぎないのです。このようなことは他にも沢山あります。

大学の法学部でも、ロースクールでも、司法研修所でも相続に関する法律の規定はこうなっているということは勉強しますが、その前にある相続に関する民法の規定は、相続に関する人が法律の規定と異なる取り決めをしたら、法律の規定より関係者の取り決めが優先するという大原則はあまり知らせていないように思えます。そのため、この根本的な点が国民にあまり知られてはいないように思えるのです。大原則を忘れ、法律に従わなければならないなどという誤解が生まれるのです。

そのため法律の専門家になっても、相続問題を解決するには、民法の規定や判例を無視できないなどという誤解をしている人も少なからずいるような気がします。裁判官や弁護士の中にもそういう傾向の人が見られることがあります。



確かに法律の勉強をする者としては、法律の条文はどうなっているとか、判例はどうなっているとかという点には関心がいけます。そのために、法律や判例に反してもよいなどという大原則に対しては、あまり目を向けない人も出てきます。試験問題として出される法律の条文と判例を覚えることにだけ目が向きます。試験問題に出そうもない点については勉強しないために、法律の条文や判例の前にある大原則を見落としてしまうのです。

法律の条文と判例を覚えることで一杯となり、それ以前に法律の条文や判例は関係者が決めなかったり、決められなかった場合に、当事

者に代わって裁判所が決めてやるためのマニュアルに過ぎず、その前にある関係者の気持ちを優先させるという大前提を忘れてしまいがちとなります。

ですがここは忘れてはならないのです。私的自治、つまり自分のことは自分で決めるもので、国家権力は関与してはならないという民事事件の大原則を忘れてはならないのです。

民事事件には契約する人が自由に契約できるという契約自由の原則があり、相続に関与する契約も、相続関係者が自由に決められるのが原則なのです。国家権力は財産権を侵してはならず、国民の財産問題に介入できないのが原則なのです。相続に関する民法の条文や判例に従って相続問題を決めるのは例外なのです。相続問題は、民法の規定に従うのが原則であるなどと、原則と例外を間違っている人もいます。ここは正してやらなければならないのです。

相続問題は、法律や裁判で決めるべきではないのです。相続問題は国民個人の財産権の問題であり、国家権力の介入する余地のない分野です。国民はこのような分野に法律や裁判所などという、国家権力が介入するような余地を与えてはならないのです。

相続問題は、法律や裁判で決めるべきではないのですから、国民は相続問題を法律や裁判などの国家権力の手先とも思える法律や裁判で決めるべきではないのです。国民は国家権力からの侵害に対しては、自らを守らなければならないのです。相続問題を法律や裁判で決めるのは止めなければならないのです。相続問題を法律や裁判で決めるのは例外であり、本来はそうすべきではないのです。



－円満相続－

④相続問題は、相続に関係する人の心の歩み寄りによって解決すべきです。

相続問題は、法律や裁判で決めるべきではないと述べました。だとすれば、何によって決めるべきなのでしょう。相続問題は、相続に関係する人の心の歩み寄りによって解決すべきです。つまり心で決めるべきことなのです。

相続問題に関係する人とは、遺産を残す人と受け取る人ということになります。その基本形を具体的に示せば、夫(父)が遺産を残す人であれば、その人が被相続人であり、妻(母)、子供達が遺産を受け取る人である相続人となります。それらの人達が相続問題に関係する人ということになります。このケースでは夫(父)が被相続人、妻(母)と子供達が共同相続人ということになります。

相続に関係する人の心の歩み寄りというのは、このような親、兄弟という、この世で最も身近で、最も大事な人達の心の歩み寄りですから、法律や裁判が関与しなければならない問題など発生しないように見えます。

親子、兄弟間のことです。その間で話し合えば、心の歩み寄りはすぐにできそうに思えます。普段ならそれができていて、争い事になることは少ないのですが、相続問題ではそれができなくなり、法律や裁判で決めてもらわなければならないケースも少なくないのです。これは物欲とか、金銭欲という欲が、親子愛とか、兄弟愛以上に強くなってしまいう結果によって生まれるものです。

『円満相続』というこの本は、相続問題は普段のように親子、兄弟間の心の歩み寄りによって解決すべきであるという当たり前のことを強調するものです。法律や裁判などより、哲学とも言うべき生き方の大切さを強調するものです。

更には、心の歩み寄りが難しそうな場合にはどうしたらよいかというその解決方法を見付けるためのものです。その方法は、法律の条文や判例は教えてはくれません。53年間の弁護士経験から得た経験則に基づき教えるのがこの本です。この本は弁護士が書く相続問題に関する本ですが、法律や裁判より次元の高い哲学的視点に立つ本です。法律と哲学とを溶け合って一つになるように融合させるための本です。

相続問題に関係する人の心には、遺産を残す人である被相続人の心があり、その遺産を受け取る相続人の心があります。被相続人と相続人間の心の歩み寄りが先ず必要となります。被相続人が生きているうちの歩み寄りと、被相続人が死んだ後の歩み寄りの二つのケースが考えられます。

相続人が複数人いれば、被相続人と各相続人との心の歩み寄りが必要となります。また共同相続人同士の心の歩み寄りが必要となります。関係は複雑となります。これらの人の心は縦・横・斜めと複雑に絡み合うこととなります。単純なケースと思える場合でも結構複雑な関係が生まれます。

最も単純なモデルケースである被相続人が夫(父)、相続人が妻(母)、長男、長女、二男の三人の子供という単純に見える場合でもその関係は複雑です。



①夫と妻の関係、②父と長男の関係、③父と長女の関係、④父と二男の関係、⑤母と長男の関係、⑥母と長女の関係、⑦母と二男の関係、⑧長男と長女の関係、⑨長男と二男の関係、⑩長女と二男の関係というように、多くの関係が生まれます。その上ここに、夫に離婚歴があるとすれば、前妻やその間に子供がいる場合もあり、その関係は一層複雑となります。関係図を作ってみれば、その複雑さが分かります。一気にその関係は膨れ上がります。

このような複雑な関係が考えられますが、そこは親子、兄弟という最も身近で、最も大切な人同士のことですから、自然の成り行きに任せていけば円満に解決するのが普通です。現実の相続問題も自然の成り行きの中で円満解決することが多く、そうなることが一番望ましいことなのです。

そうなれば、法律も裁判も関与する必要はなくなります。私達弁護士も出る幕はありません。それで相続問題が解決すればこの本は不要です。メダタシ、メダタシです。関係者一同が心の歩み寄りで解決すればそれでいいのです。それが理想です。それこそが円満相続です。

しかしそういうケースばかりではなく、このような複雑に絡む人間関係のどこかに亀裂^{きれつ}が走ることがあります。その亀裂がそこだけに止まらず、他の関係にも影響し、相続問題を円満に解決することが難しくなってしまう場合があります。前例のように割と単純と思われるようなケースでも、その関係は複雑です。

これに違った要素が加わると、その関係は一気に複雑になります。例えば、前にも少し触れましたが、夫に離婚歴が有り、前妻との間に子供がいた場合です。これだけでこの人間関係は相当に難しい問題が発生しそうです。



このようなケースでは、関係が何通りにもできてしまい、それだけでも相当複雑な関係となります。その上、先妻親子と後妻親子の関係が相続問題が発生する前からギクシャクしている場合もあります。既に感情的にシツクリいっていないようなケースが少なくないのです。始めから波瀾^{はらん}含みというケースがあるのです。

このようなケースを関係者の心の歩み寄りによって解決してやることは難しい仕事ですが、それをやってやるのが、円満相続に特化する

弁護士の役割であり、その実力なのです。そういう力のある弁護士になりたいのです。



相続問題が発生したことによって、それまで表面には出ていなかった心の奥にあった不満が、相続問題が発生したことがきっかけとなって、表面に出てしまう心配があります。そうなるのは残された人のためにと考えて一生懸命に働いて残した遺産が、骨肉相食む相続争いの火種となってしまふのです。爆弾の導火線に火を付けることになってしまうのです。

そのような心配がある人のために『円満相続』という本を書くのです。そのような心配のある人は、この本を読んで自らの心で円満相続を実現して欲しいのです。円満相続に特化した弁護士に相談して欲しいのです。

相談を受けたら、関係者一同の心が歩み寄りできるように、人生はどう生きるべきかを説き、人生は身近な人といっしょに楽しみ尽くさなければいけないことを説き、相続問題は円満解決をしなければならないことを説き、互いに譲り合う心の必要を説き、相続問題は心の歩み寄りによって解決すべきものであることを分かってもらうために、全知全能を傾けて円満相続に至らせます。

今の私がやっても円満相続とならない場合には、裁判手続も止むを得ないということになりますが、そうはさせたくはありませんので、全力投球で対応します。これは単なる仕事ではなく、自分の生き方の問題と考えているのです。

相続に関係する人の心を歩み寄らせる仕事は、相続問題が裁判となり一方の代理人となって、一方の主張を言い尽くすだけの仕事より難しい仕事です。法律の条文や判例を知っているだけではできません。人の心を歩み寄らせるためには、人の心を読む力も必要となります。人を説得する力も必要となります。

人の心を読む力は、人生経験を積まなければ生まれません。人を説得する力は、法律の条文や判例の知識からは生まれません。常識とか、経験則とか、倫理とか、礼儀などの普段の生活の中で、手本となるべきものを使って分からせることが大事です。そのためには、相続問題を解決してやる弁護士には法律の条文や判例などという専門知識だけに止まらず、常識とか倫理とか人間はどう生きるべきかという哲学を極めることが不可欠となってきます。

哲学という言葉を使うと難しくなってしまうのですが、私の提唱する『いなべんの哲学』は、『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』というもので分かり易いものです。

この哲学に従えば、円満相続は難しいことはありません。「まわりの人」の代表は、親子、兄弟です。この親子、兄弟と一緒に人生を楽しむという気持ちになれば、夫であり父である被相続人の残した遺産を巡って骨肉相食む、血で血を洗うような相続争いなどしてはならないことは誰でもすぐに分かります。いなべんの哲学によって、相続に関係する人の心を歩み寄らせることはできるのです。円満相続に導くことができるのです。そのような弁護士になりたいのです。

